

厚生労働大臣特別セッション

「自然災害危機対応～雇用政策を中心に～」

(結果概要)

厚生労働省は、第15回ILOアジア太平洋地域会議期間中の5日に、厚生労働大臣特別セッション「自然災害危機対応～雇用政策を中心に～」を開催し、自然災害に対応するための雇用政策についての教訓を取りまとめた。

1 概要

アジア太平洋地域では、世界の自然災害の40%が発生し、死者の82%を占めるといわれている。この地域の各国が自然災害に対応する雇用政策に关心を持ち、自然災害による雇用の危機への対処能力を高めることができるよう、日本、ILO、各国政労使が経験を共有し、自然災害時の雇用政策の教訓を取りまとめた。

2 日程：12月5日（月）18時から20時まで

3 会場：国立京都国際会館 RoomB-1

4 テーマ：自然災害危機対応～雇用政策を中心に～

5 基調講演：牧義夫厚生労働副大臣

6 パネリスト：ILO代表：サラザール・キリナックスILO雇用総局長

政府代表：パダンチャイ タイ労働大臣

サジッド・ナエーム パキスタン自然災害対応庁長官

使用者代表：フィル・オライリー ニュージーランド・ビジネス事務局長

労働者代表：南雲弘行 連合事務局長

7 議事の概要

(1) 厚生労働副大臣から東日本大震災の被災地における雇用政策についての基調講演

(2) ILOおよび各国政労使の代表から自然災害時の雇用政策についての取組の紹介

(3) フロアとの意見交換

(4) 牧厚生労働副大臣による教訓の取りまとめ

8 セッションの成果として得られた「教訓」の主な内容は以下のとおり。

- ・ 自然災害に対応する雇用政策は、失業状態に対する緊急的支援に加え、被災者の生活を中期的に支援し、雇用を確保・維持することにより、自立的な生計を回復することを目的として実施されるべきである。
- ・ 被災者の就職を支援するため、公共職業安定組織による求人開拓・職業紹介サービス、復興需要や求人を踏まえた職業訓練が提供されるべきである。

- ・ 自然災害に対応する雇用政策は、必要なときに速やかに実施できるよう、準備がされているべきである。平時に雇用労働政策や社会的保護制度が整備されていれば、それを有事に応用することでダメージを軽減できることに留意すべきである。
- ・ 復旧復興工事では、適切な労働災害防止対策が採られなければならない。特に、被災者を雇用する場合は、被雇用者に労働安全衛生にする十分な知識がないことを前提としなければならない。

等14項目

※ ILOアジア太平洋地域会議は、おおむね4年に1度、ILO加盟国のうち、アジア太平洋諸国（43カ国）の政労使の代表が出席し、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）達成のため、ILO活動に関わる課題を幅広く議論し、今後4年間の当該地域の活動の方向を決定するものです。